

居宅介護支援重要事項説明書

1. 島津病院居宅介護支援事業所の概要

事業者名	島津病院居宅介護支援
所在地	高知市比島町4丁目7番13号 和希ビル3階
事業者指定番号	3910116395
サービス提供地域	高知市および近隣市町村

※上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

2. 事業所の職員体制

職種	常勤	非常勤	計
管理者 兼 主任介護支援専門員	1名	0名	1名
介護支援専門員	1名	0名	1名

3. 営業時間

平日	午前9時～午後5時
土曜日	午前9時～正午

※祝日・年末年始（12/31～1/3）は休業します。

4. 利用料金

(1) 利用料

要介護認定を受けられた利用者は、介護保険制度から全額給付されますので、自己負担はありません。

※ただし、保険料の滞納等により保険給付金が直接事業者を支払われない場合につきケアプラン作成内容に応じて、厚生労働大臣が定める料金をいただき、当事業所から指定居宅介護支援証明書及び領収書を発行いたします。指定居宅介護支援証明書及び領収書を後日市町村の窓口へ提出しますと、全額払い戻しを受けられます。

5. 当業所の特徴等

(1) 運営方針

ア. 利用者が要介護状態となった場合でも、可能な限り居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービスや福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。

イ. 利用者の立場に立って、提供する指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることがないように、公正中立に行います。複数の事業所の紹介を求めること、また当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることが可能です。

ウ. 市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、医療機関、介護保険施設、障害福祉制度の相談支援専門員等と連携して行い、入院時には、担当介護支援専門員の氏名と所属を入院先医療機関に提供いただきます。

エ. 利用者の同意を得て、主治医の医師等に把握した利用者の状態等について、必要な情報伝達を行い、ケアプランを交付することで、連携強化をはかります。

オ. 利用者に対して適切なサービスが提供できるよう、定期的に介護支援専門員の研修を行います。

(2) 居宅介護支援の概要

MDS-HS/CAPs等のアセスメント方式に基づく課題分析表を用い、利用者が自立した日常生活を営むことが出来るように支援する上で、解決すべき課題を把握します。

(3) 居宅サービス計画の作成手順等

*サービス計画作成までの手順は以下の通りです。

- ・ご自宅を訪問し、利用者やご家族からお話を伺います。
- ・利用者の了解を得て、主治医に意見をお尋ねすることがあります。
- ・介護支援専門員を中心にサービス担当者会議を開いて検討します。

サービス担当者会議は、テレビ電話装置等(リアルタイムでの画像を介したコミュニケーションが可能な機器をいう。以下同じ。)を活用して行うことができるものとします。ただし、利用者又はその家族が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得ます。なお、テレビ電話装置等の活用にあたっては、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守します。

- ・サービス計画の内容、利用料、保険の適用などを説明し、同意を得ます。

*その他提供するサービス

- ・要介護認定の申請、変更の代行、その他介護保険に関する申請業務全般
- ・給付管理表の作成・提出等

6. 事故発生時の対応

- (1) 利用者に対する居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに医療機関、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) (1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録をします。
- (3) 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。ただし、事業所の責に帰すべからざる事由による場合は、この限りではありません。
- (4) 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐ為の対策を講じるようにします。

7. 秘密の保持

- (1) 事業所の介護支援専門員その他の従業員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないようにします。
- (2) 介護支援専門員その他の従業員であったものが、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じています。
(雇用契約：『個人情報の保護に関する誓約書』)
- (3) サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は、利用者および家族の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得るようにしています。

8. 虐待の防止

- (1) 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じます。
- (2) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ります。
- (3) 事業所において、従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施します。
- (4) 前号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。

9. ハラスメントの防止

事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

8. 相談窓口 苦情対応

- (1) サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

当事業所相談窓口	電話番号	088-855-6171
	FAX番号	088-855-6176
	相談員（責任者）	林 紀代
	対応時間	月～金曜日 午前9時から午後5時 土曜日 午前9時から正午

(2) 公的機関においても、次の機関に対して苦情の申し立てができます。

<p>高知市介護保険相談窓口</p> <p>高知市介護保険課 事業係</p>	<p>所在地 高知市本町5-1-45</p> <p>電話番号 088-823-9972</p> <p>FAX番号 088-824-8390</p> <p>対応時間 月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分 土曜日・日曜日・祝日・ 年末年始(12月29日～1月3日)を除く</p>
<p>高知県国民健康保険団体 連合会(国保連) 苦情相談係</p>	<p>所在地 高知市丸ノ内2-6-5</p> <p>電話番号 088-820-8410</p> <p>FAX番号 088-820-8411</p> <p>対応時間 月～金曜日午前9時～正午 午後1時～午後4時 土曜日・日曜日・祝日・ 年末年始(12月29日～1月3日)を除く</p>

9. 当事業所の概要

<p>名称・法人種別</p>	<p>島津病院居宅介護支援</p>
<p>代表者氏名</p>	<p>医療法人仁栄会 理事長 島津 裕和</p>
<p>所在地・電話</p>	<p>高知市比島町4丁目7番13号 和希ビル3階 TEL 088-855-6171</p>
<p>業務の概要</p>	<p>居宅介護支援事業</p>
<p>事業所数</p>	<p>1</p>